

# 健保だより

2026-4  
第136号

亀田総合病院健康保険組合



埼玉県 武甲山と花畑／提供：アマナ

ご家庭へお持ち帰りください。

## 高齢者医療への納付金が財政を圧迫

## 資源を最大限活用し、

## より質の高い保健サービスに努めます

亀田総合病院健康保険組合の令和8年度の予算案が、去る2月19日開催の第79回組合会において可決・承認されましたので、その概要をお知らせします。

当健康保険組合の令和8年度予算は、經常収支において赤字となりました。

財政を圧迫する大きな要因は、高齢者医療への納付金です。特に団塊世代が後期高齢者となったことで、後期高齢者支援金の額は高水準で移行しています。これらの納付金は今後、保険料収入の伸びを上回るペースで増え続けると予想されており、当健保組合の支出の大きな負担になっています。さらに、医療技術の進歩により高額な治療や薬剤が増加し、保険給付費も増加傾向にあります。健保財政は予断を許さない状況です。

このような中、令和8年度の診療報酬改定と医療保険制度改革が進められています。高額療養費制度では所得に応じた負担の見直しや年間上限額の新設が盛り込まれ、OTC類似薬については患者に一定の追加負担を求める仕組みが導入される方

向です。これらの改革が医療費抑制につながることを期待されます。

本年度から、子ども・子育て支援金制度が開始されます。児童手当の拡充や育児支援の財源を全てで負担し合い、子育て世帯を支える仕組みです。支援金は保険料として位置付けられ、健康保険組合が国に代わって徴収・納付しますが、健康保険組合の保険給付や保健事業には充当されません。ご理解いただけますようお願いいたします。

当健保組合は、厳しい状況下でも、限られた資源を最大限活用し、より質の高いサービスの提供に努めてまいります。皆さまには、日頃から健康管理に努めていただき、適切な医療機関の受診を心掛けていただきますようお願い申し上げます。

### 予算のポイント

#### ●保険料率は据え置き、子ども・子育て支援金の拠出が開始

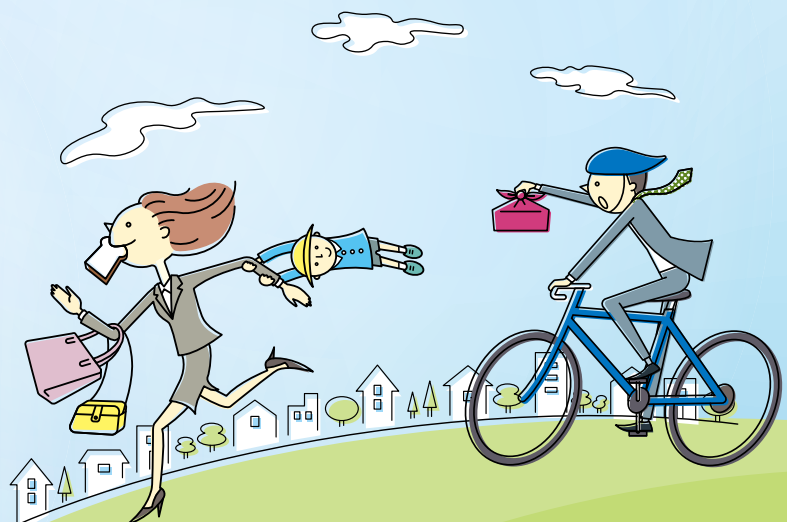
一般保険料率、介護保険料率ともに据え置きます。しかし、今後は保険給付費、高齢者医療への納付金の増加が見込まれることから、引き上げも避けられない状況になっています。また、今年度より子ども・子育て支援金の拠出が開始します。

#### ●高齢者医療への納付金が健保財政を圧迫

高齢者医療への納付金は、2,700万円の減少となりましたが、依然として健保財政を圧迫しています。

#### ●効果的な保健事業で給付費の効率化を目指す

第3期データヘルス計画に沿った効果的な保健事業で健康の保持増進を推進し、保険給付費の効率化を目指します。



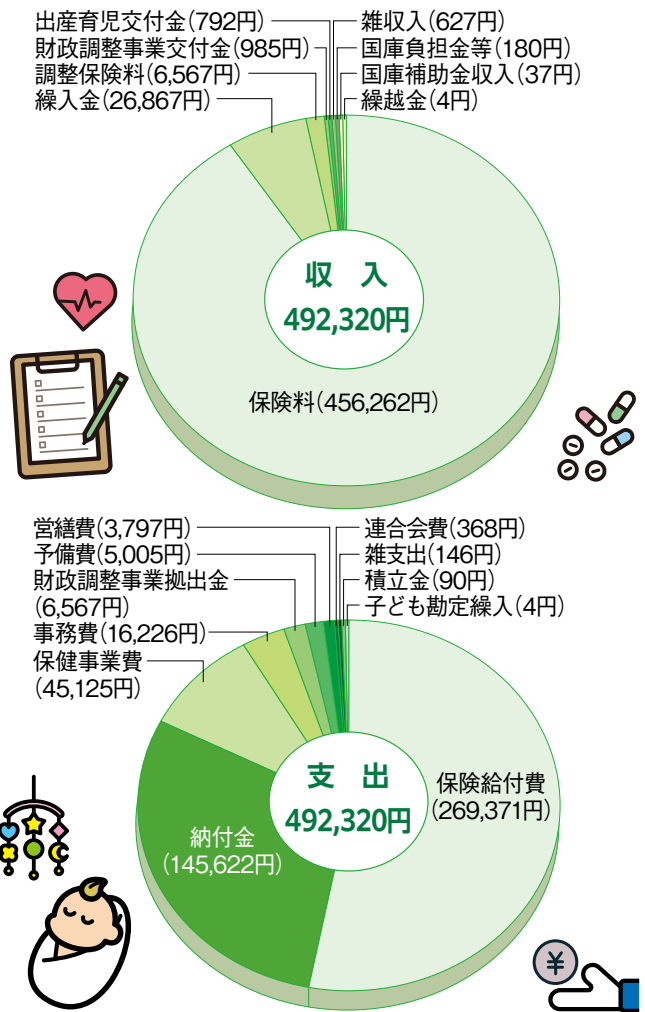


# 令和8年度 収入支出予算概要

## 健康保険分(千円)

収入	保険料	2,547,310
	基本保険料	1,733,126
	特定保険料	814,184
	国庫負担金等	1,004
	調整保険料	36,661
	繰越金	273
	繰入金	150,001
	国庫補助金収入	207
	出産育児交付金	4,419
	財政調整事業交付金	5,500
雑収入	3,498	
子ども勘定受入	1	
合計	2,748,874	
経常収入合計	2,556,431	
支出	事務費	90,590
	保険給付費	1,503,899
	法定給付費	1,503,489
	付加給付費	410
	納付金	813,005
	前期高齢者納付金	183,000
	後期高齢者支援金	630,000
	その他の	5
	保健事業費	251,933
	還営繕費	2
	財政調整事業拠出金	21,200
	連合会費	36,661
	積立金	2,057
	雑支出	500
	子ども勘定繰入金	812
予備費	273	
予備費	27,942	
合計	2,748,874	
経常支出合計	2,662,597	
経常収支差引額	▲106,166千円	

## 被保険者1人当たりで見ると



## 介護保険分(千円)

収入	保険料	223,071
	繰入金	20,000
	雑収入	137
合計	243,208	
支出	介護納付金	224,775
	還付金	30
	積立金	5,000
	雑支出	30
予備費	13,373	
合計	243,208	

## 子ども・子育て支援金分(千円)

収入	子ども・子育て支援金	60,967
	雑収入	2
	一般勘定受入	273
合計	61,242	
支出	子ども・子育て支援納付金	56,286
	還付金	5
	積立金	2
	一般勘定繰入金	1
	雑支出	1
予備費	4,947	
合計	61,242	



## 予算編成の基礎となった数字

- 被保険者数 5,583人 (男性 1,908人、女性 3,675人)
- 特定健診の受診対象者数 2,975人 (被保険者 2,641人、被扶養者 334人)
- 平均標準報酬月額 379,831円 (男性 497,257円、女性 317,644円)
- 総標準賞与額(年間合計) 3,181,007千円
- 平均年齢 40.05歳 (男性 41.33歳、女性 39.38歳)
- 被扶養者数 1,920人
- 前期高齢者加入率 3.703704%

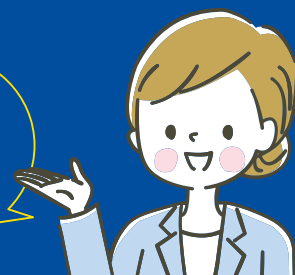
- 健康保険料率 1,000分の92.000 (事業主 1,000分の46.000、被保険者 1,000分の46.000)
- 一般保険料率 1,000分の90.700 (事業主 1,000分の45.350、被保険者 1,000分の45.350)
- 基本保険料率 1,000分の61.710 (事業主 1,000分の30.855、被保険者 1,000分の30.855)
- 特定保険料率 1,000分の28.990 (事業主 1,000分の14.495、被保険者 1,000分の14.495)
- 調整保険料率 1,000分の1.300
- 介護保険の対象となる被保険者数 2,475人
- 介護保険料率 1,000分の16.000 (事業主 1,000分の8.000、被保険者 1,000分の8.000)
- 子ども・子育て支援金率 1,000分の2.3 (事業主 1,000分の1.15、被保険者 1,000分の1.15)

# 「子ども・子育て支援金制度」が始まります

令和8年度から

一般保険料と併せ

子ども・子育て支援金の拠出を  
していただくこととなります



## 子ども・子育て支援金制度って何？

子ども・子育て支援金制度は、全世代・全経済主体から**支援金を拠出**いただき、それによる**子育て世帯に対する給付の拡充**を通じて、**子供や子育て世帯を社会全体で応援する仕組み**です。

### 子ども・子育て支援金はこんなことに使われます

#### ① 児童手当の拡充

令和6年  
10月から

所得制限を撤廃し、支給期間を高校生年代まで延長、第3子以降を増額



#### ② 妊婦のための支援給付

令和7年  
4月から

妊娠時と出産時の2回に分けて、計10万円が支給される制度



#### ③ こども誰でも通園制度

令和8年  
4月から

生後6ヵ月から3歳未満の子供を、理由を問わず時間単位で保育所などに預けられる制度



#### ④ 育休中の給付拡充

令和7年  
4月から

両親が出生後一定期間内に育休を取ると、給付金が最大28日間上乗せされ、手取り100%を確保する制度



#### ⑤ 時短勤務時の収入減少を補填

令和7年  
4月から

2歳未満の子供を育てる人が時短勤務した場合、時短期間中の賃金の約10%が支給される制度



#### ⑥ 国民年金第1号被保険者の育児期間中の保険料免除

令和8年  
10月から

自営業・フリーランス等の国民年金第1号被保険者が、子供が1歳になるまでの期間、国民年金保険料を免除される制度



## 健保組合の給付に使われるの？

子ども・子育て支援金は、健康保険組合などの医療保険者が保険料として徴収し、納付することが法律で定められています。法律上は保険料として規定されていますが、健保組合が加入者のために行う**保険給付や保健事業に充てることはできません**。健保組合は、国に代わって徴収し、納付する役割だけを担います。



## いつから始まるの？



子ども・子育て支援金は、**令和8年4月分保険料**より一般保険料・介護保険料と併せて徴収されます。納入告知書（請求書）には、一般保険料、介護保険料に続き、**第3の費目**として追加されます。

一般保険料

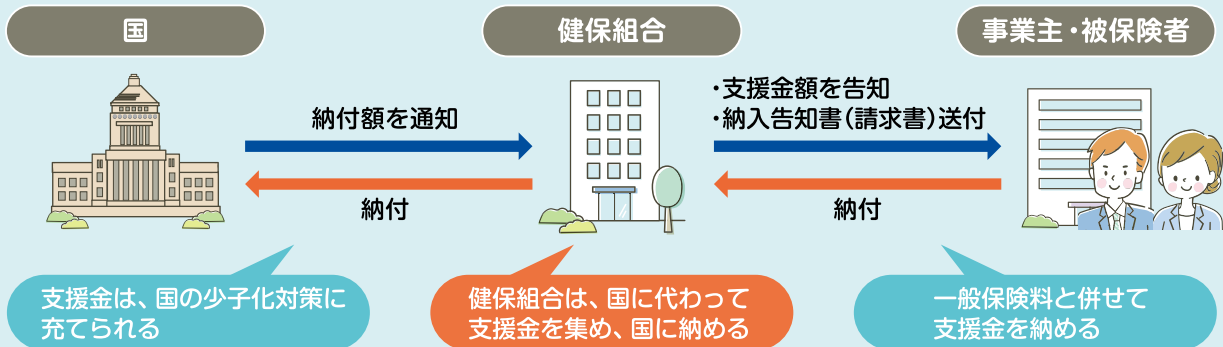
+

介護保険料  
(介護納付金分)

+

子ども・子育て支援金  
(子ども・子育て支援納付金分)

## 子ども・子育て支援金の徴収・納付の仕組み



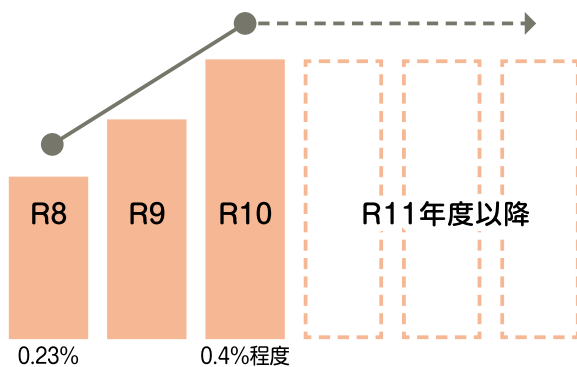
## 負担はどのくらいになるの？



支援金の額を決める支援金率は、令和8年度は**0.23%**で、令和10年度にかけて段階的に**0.4%程度**まで上がることが想定されています。ただし、国は令和10年度に支援金の上限額を約1兆円と決めているため、今後、健康保険料や介護保険料のように右肩上がりが増え続けることはありません。なお、支援金は**事業主と被保険者が原則折半**して負担します。

## 子ども・子育て支援金の負担額のイメージ

### 支援金率・支援金の負担イメージ



### 1人当たり負担額 (令和8年度)

(標準報酬月額 × 支援金率 = 毎月の負担額)

例) 標準報酬月額が30万円、支援金率0.23%の場合

**30万円 × 0.23% = 690円 / 月**

事業主負担 (50%) **345円** : 被保険者負担 (50%) **345円**

### 年間負担額

**345円 × 12ヵ月 = 4,140円 (自己負担)**

※ 賞与からも別途徴収されます。

※ 任意継続被保険者は事業主負担分を含めた全額が自己負担となります。

各年度における  
支援金の総額

R8年度  
約6,000億円

R9年度  
約8,000億円

R10年度  
約1兆円



## みちのくの春をことほぐ 古趣豊かな桜のまち

秋田県仙北市の南西部に位置する角館かくのたては、江戸時代の面影を色濃く残すエリア。歴史ある蔵造りの建物や武家屋敷が並ぶまちなみは「みちのくの小京都」とも称される。4月下旬ごろには、シダレザクラの古木や松木内川ひのきないがわの桜並木が見頃を迎え、桜とともに紡がれてきた角館の歴史と文化が鮮やかに浮かび上がる。

角館駅から北西に進み、かつて城下町として栄えたエリアに入る。さらに北上すると、黒板堀に囲まれた重厚な屋敷が並ぶ通りに出る。国の重要伝統的建造物群保存地区に指定される「角館武家屋敷通り」だ。各戸から咲きこぼれるシダレザクラを眺めつつ歩を進め、まずは「角館榿細工伝承館」へ。ヤマザクラの樹皮を使った伝統工芸品

「榿細工」の技法を紹介する資料館で、武家屋敷風の門に赤れんが造りの建物が映える。武士の手内職として発展した工芸品の、質素ながらも味わい深い魅力に触れたい。同じ通りに並ぶ武家屋敷のうち、最大規模を誇る「角館歴史村 青柳家」では、武士の暮らしをより身近に感じられる。住居や武具、調度品の展示を巡れば、質実剛健な武家文化が鮮やかによみがえる。

武家屋敷通りを抜けて西に向かうと、不意に景色が開け、満開のソメイヨシノが咲き誇る「松木内川堤」が見えてくる。見事な桜のトンネルを眺めながら約2kmの並木道を歩けば、自然と背筋が伸び、体も軽くなるよう。

ウォーキングで心身を充実させたら、武家町の南側、由緒ある商家が並ぶ「外町」エリアへ。土産物店「角館桜皮細工センター」に併設された「角館外町史料館」にて「立ち寄り、商家の蔵を活用した館内で、かつての町人文化や暮らしに思いをはせる。

旅の締めくくりには、創業170年の老舗「安藤醸造 本店」を訪ね、いぶりがっこや寒ごうじなど、秋田ならではの発酵食品を試食しながら、とっておきの腸活フードを土産に選びたい。





武家屋敷通り付近には、秋田名物「稲庭うどん」を味わえる店が点在する。観光の合間に味わいたい。

## 2 角館歴史村 青柳家

角館を代表する武家屋敷の一つ。上級武士の格式を感じさせる重厚な薬医門や、かやぶき屋根の母屋が目を引く。約3,000坪の敷地には、よりのやかぶと、武家道具を展示する6つの資料館があり、見どころは盛りだくさん。青柳家をはじめとする武家屋敷が並ぶ通りは「日本さくら名所100選」にも選ばれており、春には各戸のシダレザクラが訪れる人を迎える。

**DATA** 時間：9:00～17:00 (12月～3月は16:30まで) / 休：無休 / 電話：0187-54-3257



## 1 角館樺細工伝承館

ヤマザクラの樹皮を生かした伝統工芸「樺細工」を見て・知って・体感できるスポット。館内では職人による製作実演が行われ、熟練の技を間近で見学できる。角館の歴史や文化を深く学べる展示室のほか、物産館や喫茶室も併設。

**DATA** 時間：9:00～17:00 (12月～3月は16:30まで) ※最終入場は閉館30分前まで / 休：年末年始 / 電話：0187-54-1700 (製作実演の実施日時は要確認)



## 3 桜木内川堤 ソメイヨシノ

角館の中心を流れる桜木内川左岸の桜並木。約400本のソメイヨシノの大木が伸び伸びと枝を伸ばし、見事な景観をつくり出す。一帯は国指定名勝で「日本さくら名所100選」にも選ばれたお花見スポット。春には約2kmに及ぶ桜のトンネルが花見客を迎える。

**DATA** 時間：見学自由 / 電話：0187-43-3352 (仙北市観光課)

毎年4月中旬から開催される「角館の桜まつり」ではライトアップされた夜桜も楽しめる。



## 5 安藤醸造 本店

創業170年の歴史を誇る老舗醸造元。みそやしょうゆをはじめ、いぶりがっこなどの伝統的な漬物、秋田発祥の万能調味料「寒こうじ」などを製造・販売している。店内では人気商品の試飲・試食のほか、しょうゆ4種の味比べなどの醸造元ならではの体験ができる。

**DATA** 時間：8:30～17:00 / 休：無休 / 電話：0187-53-2008



本店を象徴するレトロなれんが造りの蔵座敷は明治期に建てられたもので、内部の見学も可能。



## 4 角館外町史料館 たてつ

民芸品や特産品が並ぶ土産物店「角館桜皮細工センター」併設の史料館。由緒ある商家の蔵を活用し、格式ある生活用品、趣味で収集された美術品の数々を展示する。買い物の際に観覧できる施設として開放されており、かつて商人町として栄えた「外町」の歴史と文化を今に伝える。

**DATA** 時間：10:00～17:00 / 休：無休 / 電話：0187-53-2639

知って納得!

# 健康保険

働く人とその家族を支える  
健康保険の基本をおさらいしよう!

健康保険は、病気やけがの医療費の自己負担が軽減されるほか、働けない期間や産休中に手当金が支給されるなど、私たちの暮らしを支える大切な制度です。令和7年12月から医療機関の受診等はマイナ保険証を基本とする仕組みに変わりました。改めて健康保険の基本を確認しましょう。

健康保険料

給与明細			
給与	手当	引当	引当
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇
〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇	〇〇〇〇

